

令和5年度第4回山口県日本海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和5年12月18日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和5年度第4回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和5年12月18日（月） 午前10時～
- 2 開催場所 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を
発した日 令和5年12月11日（月）
- 5 通知した項目
 - (1) 議題
 - 第1号議案 共同漁業の免許について（諮問）
 - 第2号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）
 - 第3号議案 特定水産資源（まあじ、まいわし・かたくちいわし・うるめいわし対馬暖流系群、さんま）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
 - 第4号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）
 - (2) その他（報告事項）
 - ア 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について
 - イ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（まあじ、さば類）
- 6 出席者
 - （委員：12名）
濱本 幾男、中島 均、藤田 昭夫、若林 敏江、南野 市治、仁保 宣誠、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、濱谷 正、宇都宮 康彦
 - （県及び事務局）
水産振興課

	生産振興班	主査	吉田 剛
	漁業調整取締班	主査	吉中 強
		主査	土井 健一
		主任	枝廣 直樹
下関水産振興局		主任	神尾 豊
萩・長門農林水産事務所		主任技師	岡本 訓明
事務局		事務局長	向井 秀
		書記	中元 佑香

7 傍聴人 なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議題

第1号議案 共同漁業の免許について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第2号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第3号議案 特定水産資源（まあじ、まいわし・かたくちいわし・うるめいわし対馬暖流系群、さんま）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

第4号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで異議はない旨、知事に答申することを決定した。

(2) 報告事項

ア 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について

事務局から報告を受けた。

イ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（まあじ、さば類）
水産振興課から報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長 それでは、ただ今から令和5年度第4回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員定数15名のうち、12名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことを報告します。

議事に入ります前に会長からご挨拶をお願いします。

濱本会長

多忙な折、委員の皆様にはご参集いただきありがとうございます。

本日は、今年度4回目の委員会ということで、次第のとおり議事が予定されておりますので、慎重な審議をお願いします。

円滑な議事進行にもご協力をお願い致しまして、はなはだ簡単ですが、挨拶に替えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

向井事務局長

ありがとうございました。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は濱本会長にお願い致します。

濱本会長

議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。

今回は南野委員、濱谷委員にお願い致します。

それでは、第1号議案「共同漁業の免許について」事務局から説明をお願いします。

中元書記

それでは、お手元の資料の1ページをお開きください。

令和5年12月11日付けで山口県知事から当海区漁業調整委員会会長あてに諮問がされております。

水産振興課から説明をお願いします。

土井主査

水産振興課の土井です。着座にて説明します。

資料2ページをお開きください。

共同漁業権の免許予定総括表です。

日本海海区が一番上になります。

第1種共同漁業の漁場計画件数が30件、第1、2種共同漁業が6件、第2種共同漁業が9件、第2、3種共同漁業が1件の計46件が今年の5月の委員会において漁場計画として承認されたところです。

9月末までに同数の申請がなされておまして、免許の予定件数は合計46件です。

競願はありません。

3ページ以降に、共同漁業権免許申請審査表を添付しています。

詳細な説明は省略しますが、基本的には公示内容と相違があるかないかを審査しています。

また、共有組合を記載しています。

関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む組合員の属する世帯の数と関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数を確認しまして、適格性の有無を判断し、適格性に問題はないということで、免許する予定にしております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

濱本会長

説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

濱本会長

いいですか。
ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

異議なしと認めます。第1号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。
続いて、第2号議案「山口県資源管理方針の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

中元書記

お手元の資料の5ページをお開きください。
第2号議案について、令和5年12月12日付で、山口県知事から当海区漁業調整委員会会長あてに諮問がされております。
水産振興課から説明をお願いします。

吉田主査

水産振興課生産振興班の吉田です。着座にて説明します。
資料の5ページに諮問文を付けております。内容については6ページ以降になりますので、6ページをお開きください。
山口県資源管理方針の一部改正です。
令和2年に漁業法が改正、70年ぶりの大改正ということで、ご承知のこととは思いますが、内容の柱としては、しっかり資源管理を行って漁業生産力を上げようということです。
科学的な情報に基づき、根拠のある資源管理をしっかりやっていきましょうということです。
この資源管理方針は、新たな漁業法の下で新たに規定されたものです。
国も資源管理方針を定めています。
都道府県の資源管理基本方針は、国の基本方針に則って都道府県の資源管理の在り方を規定したものです。
改正漁業法に於きましては、先ほど申し上げましたとおり、持続的に資源を利用し、漁業生産力の発展を図るために、科学的情報に基づき適切な資源管理を行うこととしています。
その内容としましては、科学的な情報が集まったものについては、従来の獲る方法、場所とか期間とかですね、に加えて、漁獲可能量を基本として管理していきましょうということが規定されています。
こちらについては、くろまぐろを代表とする既存のTAC魚種がご

ざいますが、それに加えて、科学的な情報に基づいてTAC管理ができる状態にある魚種については、TAC管理、漁獲可能量により資源管理をして行きましょうということになりました。

今、国では、順次、TAC管理を行う魚種を拡大しているところです。

その他、科学的な情報が十分に集まっておらず、TAC管理できないものについても、今ある最善のデータを用いて、管理を行うということをごさいますして、できるだけ管理をして行こうということになっています。

この山口県資源管理方針の中では、科学的な情報の集まり具合によって3種類に魚種を区分しているところです。

先ほど申しましたTAC魚種は、①、新旧対照表の12ページ以降に掲載しております。

別紙1には、漁獲可能量による資源管理を基本とする魚種。

②としましては、科学的な情報は集まっているが、漁獲可能量以外、いままでどおり、漁獲努力量とか期間とか場所により資源管理する魚種。

①、②以外の魚種であっても地域として、都道府県として重要な魚種については、科学的な情報に基づいて管理して行きましょうということで、別紙3として地域で重要な魚種として位置付けることになっています。

ちょっと前置きが長くなりましたが、今回の一部改正については、①の別紙1に係る特定水産資源の追加がございますのでその内容。

7ページにあります地域として重要な魚種について、この方針に位置付けることとなっておりますので、その内容についてお伺いします。

それでは、6ページの2番、特定水産資源の追加ということで、3魚種あります。

まず、さんまです。

こちらについては、既に全国的にTAC管理されているものです。

山口県では、従来漁獲量が余り多くなかったのですが、令和2年から4年までの間に平均漁獲実績が1トン以上となったことから追加するものです。

続きまして、かたくちいわしの対馬暖流系群、うるめいわしの対馬暖流系群です。

こちらについては、先ほど申し上げましたとおり、データが揃ったものについては、順次TAC魚種に追加するという調整が図られているところですが、この度、段階的に関係漁業者と協議する場がございますして、それにおいて、国の方でTAC魚種として指定するというとりまとめが令和5年2月に、ステークホルダー会議第2回で行われました。

そのため、令和6年1月からTAC管理をステップアップ管理ということで、開始するものです。

ちょっとステップアップ管理というものを説明させていただきたいと思います。

資料の10ページをお開きください。

TAC管理のステップアップというものは、水産庁が今年のはじめに新たに関係者に提示してきたものです。

従来は、TAC管理が始まったら直ぐに数量管理に移行する訳です。

既存のくろまぐろ、まあじ、さば類と同様に各都道府県に数量を提示されて、この数量に基づいて管理するのが基本ですが、新たな魚種をTAC管理するためには、色々準備が必要ということで、助走期間としてTAC管理のステップアップということで、国が示してきた考え方です。

内容としては、ステップ1、ステップ2という段階を経て、本格的な数量管理を行うステップ3に入るというものです。

まず、ステップ1ですが、10ページの下の表を見てください。

まず、TAC報告を義務化して、必要な情報を集めるというステップです。

TAC管理は開始しているのですが、具体的な数量を示さずに国の方が全国的なTAC管理をするに留めて、漁獲量がTAC数量を超えても特にお咎めがないような運用をする。

数量に拘らずにとりあえず実施してみましようというのがステップ1です。

ステップ2に入りましては、次の段階として、都道府県に目安数量として提示する。

こちらにつきましても、一応漁獲実績に基づきまして、関係都道府県に数量は配分するのですが、助走期間ですので、どういう積み上がり方をするのかと言うのを確認するというのを目的として、仮に枠を超えたとしても採捕停止命令は出さないという緩やかなTAC管理を行いまして、その中で課題の抽出、解決に向けた協議をして行く、そして、それらが纏まりましたら、最終的にステップ3に入るというものです。

資料の6ページにお戻りください。

従いまして、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群については、ステップ1ということで、(2)の下に書いてあるとおり、国の一括管理で具体的は配分数量なしということでした。

TAC管理になるのですが、具体的な数量明示はされずに、とりあえず助走期間として色々な準備を進めるということを令和6年1月から開始するということです。

資料の7ページをお開きください。

次にもう一つの諮問内容としましては、TAC魚種でない魚種でございまして、先ほど申しましたとおり改正漁業法では、TAC魚種以外の水産資源についてもできるだけ科学的な情報に基づいて、目標を設定し、しっかり資源管理を行うようにということが規定されています。

このため、県としては、従来関係漁業者の方が自主的に資源管理を行うということで、資源管理計画を漁業種類ごとに策定しております。その漁業種類の中の重要な魚種、はえ縄であれば、あまだい、とらふぐ等々を抽出し、それらの魚種のうち国で資源評価が行われ、目標を設定するに足りるある程度の科学情報が蓄積されている魚種を選びまして、県として重要な水産資源として別紙3に位置付けたいなと思います。

7ページの別紙3、18種類ありますが、これには、瀬戸内海側と日本海側の魚種が含まれています。

8ページには、日本海側に限定した魚種を抽出しております。

これらの魚種について、表の右側にある目標に向けて山口県資源管理方針に位置付けて、今後、資源管理をしっかりとって行くということで規定するものです。

説明が長くなりましたが、山口県資源管理方針の一部改正についての説明を終わります。

濱本会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

中島副会長 ステップ3で数量規制になると思いますが、その時の漁獲量の根拠は、ステップ1及びステップ2の漁獲量が根拠となるのですか。

吉田主査 ステップアップ期間中の漁獲実績に基づいてTACが決まります。そのため、関係県としては、TAC報告の義務化により必要な情報を集めてくださいというようなことを国は言っています。

中島副会長 ということは、たくさん獲れた方が将来的にはよいということですね。
この数年間で-----

吉田主査 そうですね。
11ページにありますとおり、国は基本的に従来の操業スタイルを維持しながら漁獲報告をしてくださいとしています。
この期間に漁獲実績を積み上げるために無理やり操業することは止めてくださいと言われていています。

そのあたりについては、個別具体的に検討することになると思います。

中島副会長 それとかたくちいわしは、全てのかたくちいわしですか。例えばしらすとかは対象になりますか。

吉田主査 これは、いろいろ議論があります。
水産庁と漁業者の間で考え方のすり合わせができてないところですが、結論からするとしらすは対象としない。
かえり以上を対象とする。

ここは、今も議論があるところで、対馬暖流系群の日本海側については、既にステークホルダー会議が終わり、そのような議論はあまりされませんが、今、瀬戸内海側と太平洋側でかたくちいわしのTAC化について議論されていまして、そこでは、なぜしらすを入れないのかと漁業者の方から問題提起されています。

水産庁としては、入れないということです。

中島副会長 分かりました。
それともう1点いいですか。
例えば、かたくちいわし、うるめいわし、市場を通す分は分かりますよね。
中には、自家加工する漁業者、越ヶ浜や内海側に結構いますが、その辺の漁獲報告はどのような形で担保するのでしょうか。

吉田主査 市場外流通については、今まで、県としては余り把握できていません。

特にかたくちいわしについては、加工を伴う部分を把握しきれていない場合があったのですが、県としては誰が経営しているか把握していますので、日本海側については、経営者に個別にお話しして報告体制をどのようにして行くかをいうことをステップ1でやって行く。

内海については、同様にこういう動きがあるので、個別に働きかけているところです。

中島副会長 エビデンスをどのように取って行くかですね。
その点が問題になると思います。

濱本会長 他にありますか。

仁保委員 非TAC魚種も気になるところです。
先回りして、漁獲量を管理する体制を構築するという考えはありま

すか。

吉田主査 今、国の方で漁獲情報をできるだけデジタル化するという動きがあります。

県もTAC報告している市場以外の市場についても電算化システムを導入して、デジタル化した数字で把握するという取組をしています。

それに加えて、市場外流通について、今後、把握する方法を模索しているところです。

基本的には、科学的な情報に基づいて、しっかり管理するというところでございますので、体制を整えて行きたいと思っております。

濱本会長 他にご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

中島副会長 ちょっとお願い、いいですか。

ぶりとかの管理です。特に定置網です。定置網の管理は、くろまぐろでみなさんあれだけ苦勞しているのに、くろまぐろほどの厳しいことを行うと漁業は継続できないようなことになる可能性があります。

定置網については、柔軟な対応をするよう、ことあるごとに国に要望していただきたい。

それと事務的なことですが、今回、大幅な改正ですので、新旧対照表だけでなく、改正後の方針を配布していただけるとありがたいです。

吉田主査 承知しました。

後日、配布いたします。

濱本会長 2号議案については、色々ありましたが、特に異議はない旨回答することとします。

続いて、第3号議案「特定水産資源（まあじ、まいわし・かたくちいわし・うるめいわし対馬暖流系群、さんま）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 お手元の資料の36ページをお開きください。

令和5年12月12日付で山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。

水産振興課から説明をお願いします。

吉田主査

水産振興課の吉田から説明させていただきます。

資料の36ページをお開きください。

第3号議案 「特定水産資源（まあじ、まいわし・かたくちいわし・うるめいわし対馬暖流系群、さんま）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について」でございます。

諮問文案を36ページに付けていますが、内容については、40ページをご覧ください。

ご承知のとおり、特定水産資源については、魚種の特性に応じて管理期間を個別に規定しておりまして、来月から新たに管理期間がスタートする魚種についての当該年度の漁獲可能量について、すいません、39ページに国の方から通知が来ているので、その内容について諮らせていただきたいというものです。

40ページにお戻りください。

漁獲可能量の配分イメージとしましては、国の方で魚種ごとに定めて、それを漁獲実績等に基づいて、国の許可である大臣管理区分と都道府県に配分する。

都道府県に於きましては、各都道府県の漁業実態に応じて、さらに漁業種類ごとに配分するというものでございまして、この度、山口県に39ページにあるとおり、国から漁獲可能量が通知されてきましたので、通知された内容について、山口県資源管理方針の中で、魚種ごとに配分の基準を定めていますので、その基準に基づいて配分することについてお伺いするものです。

40ページの下の方に書いておりますけれども、この1月から12月末の管理期間の魚種としましては、まあじ、まいわし対馬暖流系群、さんま、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群でございます。

資料の41ページをお開きください。

まあじについては、国から2,800トンの通知がありました。

山口県資源管理方針では、中まきには、数量明示として国から通知された数量の8割を配分することとなっておりますので、そのとおりに配分する配分案を示させていただいています。

まいわし、さんまについては、山口県は全国的にシェアが低いということで、現行水準ということで、目安数量としては、まいわしが195トン、さんまが50トン未満ということで規定されています。

知事管理区分としましては、それぞれ、山口県まいわし漁業、山口県さんま漁業に配分ということになっています。

かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群については、先ほど申しましたとおり、ステップ1ということで国全体としてかたくちいわしについて77,000トン、うるめいわしについて44,000トンという全国のTACが設定されておりまして、その内

数で管理してくださいという通知になっています。

都道府県の配分としては、かたくちいわしについては、77,000トンの内数、うるめいわしについては、44,000トンの内数を山口県かたくちいわし漁業、山口県うるめいわし漁業に配分する内容にしています。

諮問内容については、以上でございまして、続きまして42ページをお開きください。

こちらについては、例年、管理年度に入るに当たって伺っている内容です。

内容としては、まあじでございます。

まあじについては、当初配分2,800トンと先ほど説明させていただきました。

こちらについては、水産庁が留保枠を持っておりまして、操業状況に応じて、漁獲量の多い都道府県などに配分するという事で、操業が進むに連れて順次漁獲枠を追加するという流れで、毎年来ております。

本来であれば、変更がある都度、漁業調整委員会に諮問する必要があるのですが、事務手続期間中に漁獲枠をオーバーする事態があってはならないということで追加する場合は、事後報告で了承していただきたいということです。

今年も同様にそういう形で運用させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

説明は以上です。

濱本会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

濱本会長 ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長 異議なしと認めます。第3号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

続いて、第4号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 48ページをお開きください。

第4号議案について、12月12日付で山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。

説明は、水産振興課からお願いします。

土井主査

水産振興課の土井です。着座にて説明します。

お手元の資料の48ページに諮問文が添付されています。

今回、県内知事許可漁業に係るものが3件、県外入漁許可に係るものが1件、合計4件について諮問されています。

49ページをご覧ください。

それぞれの許可の制限措置を記載しています。

整理番号1番、潜水器漁業です。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1、船舶の総トン数は定めなし、推進機関の馬力数も定めなし、操業区域については、51ページにあります。

52ページに操業区域の図面があります。黒井漁協の従来の区画漁業権内が操業区域となっています。

49ページに戻っていただきます。

2番目です。

筒漁業です。許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1、船舶の総トン数、推進機関の馬力数は定めなし、操業区域は山口県外海となっています。

すいません、1番目の潜水器の漁業時期のところを飛ばしていました。

潜水器の漁業時期については、11月1日から翌年3月31日まで、漁業を営む者の資格としましては、関係する共同漁業権者の同意を得た者。

2番目の筒の漁業時期としましては、1月1日から12月31日まで、漁業を営む者の資格としては、山口県阿武郡阿武町、萩市及び長門市に漁業根拠地を有する者。

3番目のふぐかごです。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1、船舶の総トン数、推進機関の馬力数については、定めはありません。

操業区域は、山口県外海となっています。

漁業時期は、1月1日から12月31日まで、漁業を営む者の資格としましては、山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者としています。

4番目の小型いかつり漁業です。これは、県外船です。

許可又は起業の認可をすべき数は、昨年同様の212、推進機関の馬力数は定めなし。

操業区域は山口県外海、漁業時期は、4月1日から翌年3月31日

まで、漁業を営む者の資格は、自県もしくは根拠地県において同種漁業の許可を現に有する者、若しくは前年度有していた者としています。

下の許可又は起業の認可を申請すべき期間ですが、整理番号1の潜水器漁業については、令和5年12月19日から令和5年12月25日までの7日間、整理番号2の筒漁業及び3のふぐかご漁業に係るものについては、令和5年12月19日から令和6年1月18日までの1カ月間、整理番号4の小型いかつり漁業については、関係県への通知もありますので、令和6年1月10日から令和6年2月9日までの1カ月間としています。

めくっていただきまして、許可の有効期間ですが、整理番号1の潜水器に係るものについては、許可日から令和6年3月31日まで、整理番号2の筒及び3のふぐかごに係るものについては、許可の有効期間の末日は、既存同許可の有効期間の末日と同日としています。

最後の県外いかについては、1年間としています。

※印のところにありますが、県外いかの船舶の総トン数に斜線を引いていましたが、船舶の総トン数については、山口県漁業調整規則で総トン数5トン以上30トン未満と定めていますので、斜線としています。

また、52ページに潜水器の操業区域の参考図を掲載していますが、その下に筒漁業の操業区域参考図を掲載しています。

ふぐかごについては、許可を受けた者が属する県漁協の支店ごとに操業区域が変わるため、添付していません。

53ページに県外いかの操業区域参考図を添付しています。

54ページ以降については、それぞれの許可の条件を参考までに掲載しています。

説明は以上です。

濱本会長

説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見やご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

濱本会長

ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長

異議なしと認めます。第4号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について」事務局より報告をお願いします。

中元書記

お手元の資料の56ページをご覧ください。

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議の結果について報告します。

開催日時、開催場所は、令和5年10月12日に山口県下関市のシーモールパレスで開催されました。

出席者については、記載のとおりです。

議事及び審議の結果についてです。

令和5年度要望活動の結果については、全漁調連事務局から要望活動の結果について報告がされました。

令和6年度要望事項については、各海区から要望事項について趣旨を説明いただき、当該内容を日本海ブロックの要望として事務局が取りまとめることとなりました。

当海区からは、「沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整について」と「ミニボート等及びスピアフィッシングに対する指導強化について」を継続要望し、「水上バイクに対する指導強化について」を新規に要望しました。

次期開催地については、順番により青森県で開催されることになりました。

次期全漁調連役員の選出については、順番により山形海区、新潟海区、石川海区、京都海区及び当海区となりました。

その他については、水産研究センターからシロアマダイの種苗生産技術開発について講演がされました。

会議終了後、第18期全漁調連役員の互選会議があり、当海区は、第18期前期の会長、後期の理事に選出されました。

以上で報告を終わります。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

濱本会長

いいですか。

それでは、続いて、報告事項イ「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課より報告をお願いします。

吉田主査

水産振興課から報告事項イについて報告します。

先ほど3号議案で漁獲可能量の増加分があった場合については事後

報告させていただくと説明しましたが、今回、令和5管理年度においてさば類、まあじについて追加配分がありましたので、その内容について報告します。

資料の58ページをお開きください。

11月16日にさば類及びまあじについて追加配分がありました。

さば類については、国の留保分から600トン、まあじについては、300トン追加されましたので報告させていただきます。

よろしく申し上げます。

説明は以上です。

濱本会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

中島副会長 1点だけ確認させてください。

さばは11月に追加配分をもらわなければならないほど水揚げされていますか。

吉田主査 漁獲実績としては、比較的積み上がりがありますが、昨年度ほどではありません。

そもそも全国のTACが、資源状態が良いために多くなっています。

他の県、大臣管理区分で積み上がりがありましたので、それに合わせて配分がされました。

数量明示で配分を受けている島根県、山口県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県と大臣管理区分間で協議により配分していただいたものです。

山口県は、昨年ほど積み上がってはいない状況です。

中島副会長 今年、6月にごたごたしましたね。

吉田主査 漁期が7月からで、漁期に入ってすぐ積み上がりまして、1,000トン特別にお願いして、配分していただいた経緯があります。

濱本会長 いいですか。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何かありますか。

なければ、以上で本日の委員会を終了します。

慎重なご審議ありがとうございました。

(10:44 終了)

上記のとおり令和5年度第4回山口県日本海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人